

年金トピックス

2020年11月24日
団体年金事業部

第 17 回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会について

11月20日に第17回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催されました。
議事は以下のとおりです。

- ・ DC の拠出限度額について

なお、上記議事の中で、カナダ・ドイツの企業年金・個人年金について、藤澤委員・渡邊委員から報告されています。
厚生労働省のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。
なお、本部会における各委員の主な発言を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

○厚生労働省ホームページ 社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

【ご参考】年金通信

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/>

※これまでの企業年金・個人年金部会に関する年金通信が閲覧可能です。

以上

第17回企業年金・個人年金部会について (各委員の主な発言)

2020年11月24日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

- 確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」と表記しています。
- 特に断りがない限り、本資料に記載の図表は企業年金・個人年金部会に提示された資料をもとに作成しています。

- 今回の部会では、各論点について厚生労働省の方針が提示されました(下表参照)。
- 委員から方針に対する反対意見はなく、令和3年度の税制改正に向けて税当局と調整を行うこととなりました。

議事	DCの拠出限度額について			
論点	DB併用時の企業型DC拠出限度額の見直し			個人型DCの拠出限度額の水準の見直し
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・現行、DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、全てのDBの掛金を一律(2.75万円/月)評価し、拠出限度額(5.5万円/月)から控除して設定されている。 ・このDB掛金額は制度設立時に厚生年金基金の給付水準の平均から評価しているが、多くのDB掛金の実態はこの水準よりも低い。 ・公平な制度とするために、DBごとの掛金額の実態から「掛金に相当する額(仮想掛金額)」を算出し、「企業型DCの拠出限度額=5.5万円-仮想掛金額」とする考えを検討。 			<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金ありの第2号被保険者について、個人型DCの拠出限度額を「2万円/月(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が5.5万円/月)」で統一することができるか検討。
厚労省方針提示	① 仮想掛金額の算定方法	② 企業型DCへの経過措置	③ 掛金が拠出できない個人型DC加入者への対応	(上記概要の通り)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・DBの標準的な給付水準から利子分を控除する算定方法の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・(企業型DC)既存規約で拠出限度額5.5万円を超過する場合は、継続拠出可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・(DBあり企業の個人型DC加入者)掛金が拠出できない場合は、一定の要件を満たせば脱退一時金の受取を可能とする 	—

概要・主な発言
P.3~

概要・主な発言
P.5~

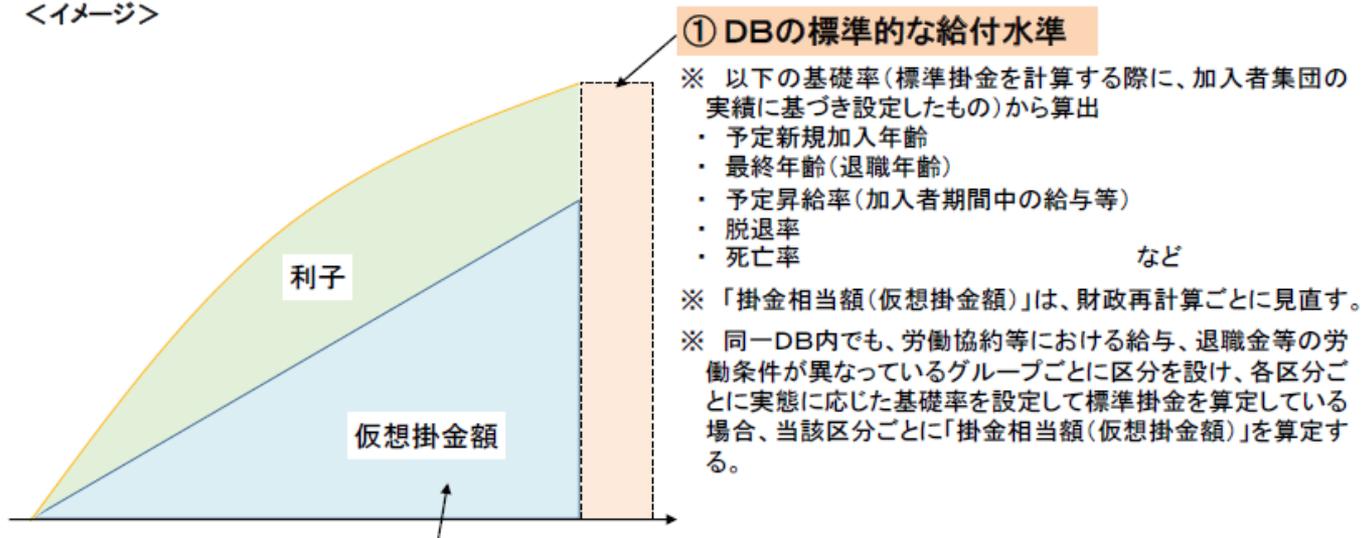
概要・主な発言
P.7~

① 仮想掛金額の算定方法

- DBの標準的な給付水準から利子分を控除する算定方法(下図)を採用する方針が示されました。
- 厚生労働省より提示された算定方法のポイントは以下の通りです。

- ✓ グループ区分(同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている単位)ごとに月額(千円単位)で算定
- ✓ 加入者500名未満の簡易基準のDBでは、算定方法を「標準掛金総額÷加入者数」とする
- ✓ 財政再計算のたびに算定
- ✓ 簡易基準のDBを除き、年金数理人の確認が必要
- ✓ 経過措置として、施行後最初の財政再計算までは簡易基準と同じ算定方法の代用を認める
- ✓ 施行時期は未定

<イメージ>



② 給付水準から利子分(各DBの予定利率)を控除し、加入月数で除して仮想掛金額を算定

- ※ 加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似するものであり、標準掛金総額を加入者数で除した額と近似する。
- ※ DCと比較可能とするため、毎月定額とする。
- ※ 現在は、全てのDBの「掛金相当額(仮想掛金額)」を毎月定額の2.75万円と評価していることと同義。

主な意見(①仮想掛金額の算出方法)

- 方針に賛同のうえで、実施時期や実務への影響軽減に対するコメントがありました。
- 各委員の主な意見と厚生労働省のコメントは以下の通りです。

【記載は発言順です。】

[伊藤委員(日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長)]

- ・実施時期については、コロナ禍でもあり、本改正が引き金となって制度見直しとなりうることも含めて検討してもらいたい。

[厚生労働省]

- ・算定方法は日本年金数理人会と詳細を検討のうえ、早期に公表したい。施行日をいつにするのかも影響があると思うが、最短2022年10月に企業型DCデータの個人型DCへの連携が行われるので、コロナ禍の状況も踏まえながら決めていきたい。

[森戸部会長代理(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)]

- ・今回の改正案を受けて、日本の企業年金が日本的雇用と密接に関与していることがよく分かった。「標準的な給付水準」「標準的なキャリアパス」が算定に使われており、ある程度の長期雇用が前提とされている。
- ・標準的なキャリアパスから外れた人にアンフェアが発生しないかどうか。たとえば、転職や休職の場合がどうなるのか、施行前に本当にアンフェアが発生しないかどうか見る必要がある。

[厚生労働省]

- ・転職が多い企業であれば、給付設計もその実態を踏まえたものとなっていると考えられるため、今回の算定方法でも実態が一定程度反映される。現行の仕組みよりは公平になるということでご理解いただきたい。

[小林委員(日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理)]

- ・実務面で負担の少ない形で検討を進めて欲しい。

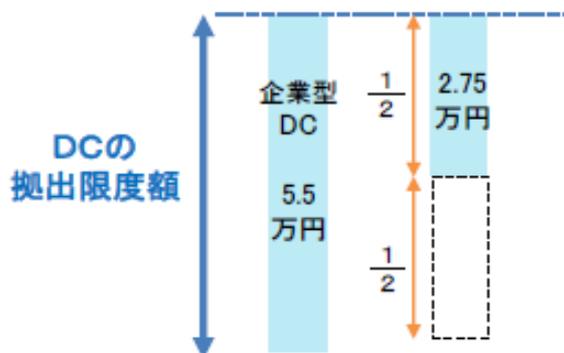
②企業型DCへの経過措置

- DB仮想掛金額と企業型DC掛金の合計が拠出限度額を超過する既設の事業主は、従来の拠出を継続可能とする経過措置が示されました。
- また、企業型DC掛金やDB給付設計を見直した場合※は、経過措置を終了するという検討方針も示されました。

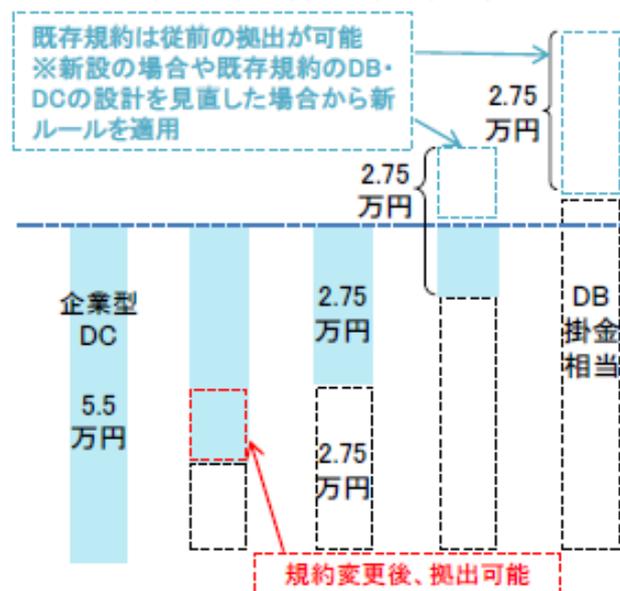
(※)企業型DC:規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合

DB:規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号の事項)の変更であって、DB法第58条の規定に基づく財政再計算を伴う見直しを行った場合

【現行】 DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。



【見直しの内容】 DBの給付水準(=掛金水準)が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DBの給付水準(=掛金水準)が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



(出所)第17回企業年金・個人年金部会 資料1 P.15から抜粋

主な意見(②企業型DCへの経過措置)

- 労使合意を尊重する経過措置として評価する声が複数ありました。
- 一方で、既存DBへの影響懸念や経過措置の対象外となる具体的事例についてコメントがありました。
- 各委員の主な意見と厚生労働省のコメントは以下の通りです。

【記載は発言順です。】

【大江委員(NPO法人確定拠出年金教育協会理事 兼 主任研究員)】

- ・経過措置について、公平性と制度の安定性を両立させるものとして評価する。今後、この要望が認められるように関係者との調整を頑張ってもらいたい。

【金子委員(野村総合研究所金融イノベーション研究部上級研究員)】

- ・現状の拠出限度額5.5万円が将来引き上げられた時、経過措置から外れるのか。

【厚生労働省】

- ・今回の経過措置は、既設で5.5万円の限度額を超過する場合は、従前の拠出を認めるというものである。限度額の水準に関わらず今の企業年金制度を見直す場合は経過措置の対象外となる。

【小川委員(日本年金数理人会理事長)】

- ・ぜひ今回提示されたこの十分な措置を税制改正要望で認めてもらえるようにして欲しい。

【内田委員(全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 総合研究企画室事務局長 兼 教育部長)】

- ・労使合意を尊重する措置として評価する。ただし、既存のDBIに与える影響は注視してもらいたい。DB終了とする企業が出てくることを懸念している。
- ・総合型DBでは10以上の区分グループを設定しているケースがある。単独型よりも事務負担が大きくなる可能性があるので配慮いただきたい。
- ・本件に関連して、企業年金がない企業、特に中小企業に対しての企業年金普及について具体的な形で検討を進めてもらいたい。

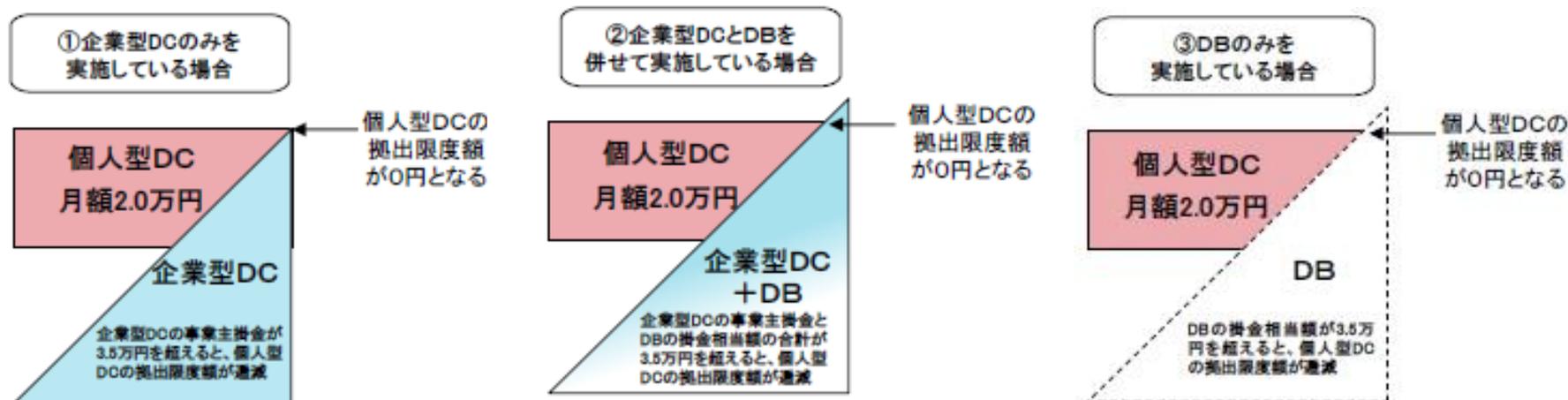
【鮫島オブザーバー(企業年金連合会理事長)】

- ・将来の制度見直しや合併等の場合において、柔軟な対応ができるように配慮していただきたい。

③掛金が拠出できない個人型DC加入者への対応

- DBのみ実施企業で個人型DCに加入している場合、今回の改正で個人型DCの拠出枠がなくなる可能性があるため、一定の要件※を満たす場合、脱退一時金の受給を認める対応が示されました。

(※)資産額が一定規模以下である等(現時点で詳細は不明)



- 個人型DCの資産を企業型DCに移換し、企業型DCの資産として引き続き個人が運用を行うことが可能。
- 個人型DCの資産を企業型DCに移換し、企業型DCの資産として引き続き個人が運用を行うことが可能。
- 個人型DCの資産をDBに移換することが可能 (DB規約に受換の定めがある場合のみ)。
- 個人型DCの資産をDBに移換することが可能 (DB規約に受換の定めがある場合のみ)。

DB規約に定めがない場合、個人型DCに拠出できず、他制度への移換もできない
→脱退一時金の受給を可とする

- 個人型DCからDBへの移換を可能とするような労使検討を期待する声や脱退一時金を受け取るための要件等についてコメントがありました。
- 各委員の主な意見と厚生労働省のコメントは以下の通りです。

【記載は発言順です。】

[大江委員(NPO法人確定拠出年金教育協会理事 兼 主任研究員)]

- ・個人型DCからDBへの移換ができるようになったが、DB側で規約の定めが必要だ。仮想掛金額が大きくなる企業では、DBでの受け入れができるように、労使での検討をぜひしてもらいたい。

[厚生労働省]

- ・DB規約での定めがDB側では進んでいないのが現状だ。個人型DCの拠出枠がなくなる可能性がある大企業等では、労使での検討に期待したい。

[金子委員(野村総合研究所金融イノベーション研究部上級研究員)]

- ・DBのみ企業の場合、本改正により個人型DCの拠出ができなくなる可能性があるため、DBの仮想掛金額を事業主が早い段階で従業員に知らせる必要があると考える。

[厚生労働省]

- ・従業員は仮想掛金額が分からないと、自身の個人型DCの拠出枠が分からなくなる。「標準掛金総額÷従業員数」による概算額は、現時点でも事業主側で算出できる。目安として早めに従業員に周知してもらいたい。

[小林委員(日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会部会長代理)]

- ・個人型DCに拠出できなくなった場合、「資産額が一定規模以下」等の要件を満たす場合に脱退一時金を受け取れるという措置がなされているが、金額の具体的水準を示してもらいたい。

[厚生労働省]

- ・現行の個人型DCの脱退一時金の受給要件の一つとして「資産額25万円以下」があり、それを維持できるよう頑張っているという状況だ。